

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市町村長の救助の実施)</p> <p>第3条 <u>市町村長</u>は、災害の事態が急迫し、知事による法に規定する災害に対する救助（以下「救助」という。）の実施を待つことができないと認めるときは、救助の実施に着手することができる。</p> <p>(繰替支弁)</p> <p>第17条 <u>市町村</u>は、<u>市町村長</u>が法第13条第1項又は第3条の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、当該救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。</p> <p>(市町村長が行うこととする救助の実施)</p> <p>第18条 法第13条第1項の規定に基づき救助に関する事務の一部を<u>市町村長</u>が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、様式第12号によるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、当該<u>市町村長</u>は、第7条、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条の規定するところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p> <p>様式第7号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <div data-bbox="145 1525 770 1767"><p>[略]</p><p>1～4 [略]</p><p>5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害救助法第31条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。</p></div> <p>様式第12号（第18条関係）</p> <div data-bbox="145 1816 770 2009"><p>[略]</p><p>災害救助法による救助に関する事務の一部を<u>市町村長</u>が行うこととするについて</p><p>[略]</p></div>	<p>(災害発生市町村の長の救助の実施)</p> <p>第3条 <u>法第2条に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）の長</u>は、災害の事態が急迫し、知事による法に規定する災害に対する救助（以下「救助」という。）の実施を待つことができないと認めるときは、救助の実施に着手することができる。</p> <p>(繰替支弁)</p> <p>第17条 <u>災害発生市町村</u>は、<u>災害発生市町村の長</u>が法第13条第1項又は第3条の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、当該救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。</p> <p>(災害発生市町村の長が行うこととする救助の実施)</p> <p>第18条 法第13条第1項の規定に基づき救助に関する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、様式第12号によるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、当該<u>災害発生市町村の長</u>は、第7条、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p> <p>様式第7号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <div data-bbox="831 1525 1457 1767"><p>[略]</p><p>1～4 [略]</p><p>5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害救助法第32条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。</p></div> <p>様式第12号（第18条関係）</p> <div data-bbox="831 1816 1457 2009"><p>[略]</p><p>災害救助法による救助に関する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととするについて</p><p>[略]</p></div>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。